

2027 年 3 月兵庫県高等学校卒業予定者の就職慣行に関する申合せ

学校関係者、経済団体等代表者、行政関係者で構成する「兵庫県高等学校就職問題検討会議」は、生徒の就職機会の均等・拡大を期するとともに、将来を担う高等学校卒業予定者の就職活動の秩序を維持し、健全な学校教育と学習環境を確保するため、令和 8 年度（2027 年 3 月卒業）の高等学校卒業予定者の就職慣行の取扱いを下記のとおりとした。

また、令和 9 年度（2028 年 3 月卒業）以降は、複数応募（公開求人および指定校求人）の解禁時期を前倒しすることにより（採用選考日から令和 9 年 9 月末までは 1 人 1 社、令和 9 年 10 月 1 日以降は 1 人 2 社までの応募・推薦を可能）、企業および生徒の多様なニーズに対応できる環境を整える。

令和 8 年 2 月 27 日
兵庫県高等学校就職問題検討会議

記

1 応募・推薦

(1) 応募・推薦数

① 令和 8 年 10 月 31 日までの取扱い

ア 応募・推薦は 1 人 1 社とする。（1 人の生徒が一時に応募・推薦する企業を 1 社に限定する制度）

② 令和 8 年 11 月 1 日以降の取扱い

ア 応募・推薦は 1 人 2 社までの複数応募を可能とする。

イ 令和 8 年 10 月 31 日までに応募し、採否結果が出ていない場合も複数応募を可能とする。

ウ 複数応募し 1 社が不採用となった場合、新たに 1 社への応募を可能とする。

エ 応募した 2 社から採用内定通知を受けた場合は、速やかにいずれかを選択し、それぞれの企業に通知する。

オ 県外企業への応募は、企業の所在する都道府県（都道府県とは求人受理安定所を管轄する都道府県をいう。）の取扱いに合わせるものとする。

(2) 対象求人

ア 対象求人は、指定校求人及び公開求人とする。

イ 公開求人は、高卒就職情報 W E B 提供サービスにおいて令和 8 年 7 月 1 日から公開することとし、推薦依頼数を限定しないものとする。

ウ 未充足の指定校求人は、令和 8 年 10 月 1 日以降、企業の意向に基づき、指定校に連絡し、了承を得たうえで、公開求人に変更できるものとする。

2 企業・学校関係者への周知

ア 求人企業への周知は、ハローワークが毎年開催する「求人説明会」及び求人申し込み受理時等に行うものとする。

イ 学校関係者への周知は、教育委員会が行うものとする。

ウ 令和 8 年度の就職慣行とあわせて、令和 9 年度以降の取扱いについても、学校及び企業に対して、令和 8 年度中に機会を捉え幅広く周知を実施する。

3 その他

ア 校内選考（応募希望者数が推薦依頼数を上回っている場合などに、適性を考慮するなどにより応募者数を調整するもの）は従来どおりとする。

イ 関係者による高校生を対象とした求人申込及び採用枠の拡大を積極的に依頼することとする。

ウ 応募前職場見学会の積極的な実施についてハローワークが事業主に働きかける。

ただし、事前選考につながらないよう配慮することとする。

エ 採否通知は、採用選考後、できるだけ早期（1 週間から 10 日以内）に出すこと。

問い合わせ先

兵庫労働局 職業安定部 職業安定課 職業紹介係

〒650-0044 神戸市中央区東川崎町 1-1-3 神戸クリスタルタワー14 階

電話 078-367-0802